



# 島根県報

令和5年9月19日（火）

第 4 4 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	（沿岸漁業振興課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（       "       ）	2
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（       "       ）	2

### 【公 告】

令和5年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4

### 【特定調達公告】

次期統一端末基盤における行政パソコンの追加調達に係る随意契約の相手方等	（情報システム推進課）	4
島根県通送業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	5

---

**告 示**

---

**島根県告示第631号**

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、令和5年9月19日から施行する。

令和5年9月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「0.6パーセント」を「0.45パーセント」に改める。

---

**島根県告示第632号**

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2中「0.6%」を「0.45%」に改める。

**附 則**

- 1 この告示は、令和5年9月19日から施行する。
  - 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、令和5年9月19日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。
- 

**島根県告示第633号**

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中「0.8%」を「1.0%」に改める。

**附 則**

- 1 この告示は、令和5年9月19日から施行する。
  - 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和5年9月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。
- 

**島根県告示第634号**

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「0.8パーセント」を「1.0パーセント」に改める。

---

## 附 則

- 1 この告示は、令和5年9月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和5年9月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 試験日時  
令和5年12月21日（木）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）  
なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。
- 2 試験場所  
学科試験及び実地試験  
松江市内中原町52 島根県職員会館  
全ての試験を同一の会場で行う。
- 3 試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗たく物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験
    - ア 繊維の鑑別
    - イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）
- 4 受験資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）
- 5 受験手数料  
8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。  
この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。  
なお、納付された受験手数料は、返還しない。
- 6 受験願書等の受付期間  
令和5年9月26日（火）から同年10月10日（火）まで  
なお、郵送の場合は、令和5年10月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 7 受験願書等の提出先  
島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。
- 8 提出書類
  - (1) 受験願書

- (2) 履歴書（所定用紙）
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）
- (5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

#### 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

#### 10 合格者の発表

令和6年1月11日（木）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに受験番号を公告するほか、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

##### (1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

※島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/yakujiisei/>

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ郵送すること。

##### (2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（電話0852-22-6529）にすること。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 開発区域

鹿足郡津和野町鷺原口181番1、口246番、口181番1地先（水）、口246番地先（水）

面積 3,090,96平方メートル

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿足郡津和野町後田ハ12番3

島根県立津和野高等学校 校長 宮島 忠史

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
行政パソコン 130台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
島根県統一端末基盤共同企業体  
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤勝治  
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
48,164,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年9月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量  
島根県通送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年8月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社中国支店 支店長 藤岡 英明 広島県広島市中区光南六丁目2番25号
- 5 随意契約に係る契約金額  
189,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。